

地方版図柄入りナンバープレート導入要綱

【ご当地ナンバーの導入編】

平成 29 年 5 月
国土交通省自動車局

■ 趣旨等

これまで、国土交通省においては、自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）の多角的な活用を図る観点から、ナンバープレートの一連指定番号の4桁の数字を自動車ユーザーの希望に応じて選択することができる「希望番号制」の導入（平成10年）や地域振興や観光振興に活用する観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」の導入（平成18年（第一弾）、平成26年（第二弾））の取組みを進めてきた。

こうした中で、地方からの図柄入りナンバープレートの導入に関する要望や関心の高さ、諸外国での活用事例等を踏まえつつ、ナンバープレートのさらなる多角的な活用を推進するため、地方版図柄入りナンバープレートを交付することを可能としたところである。

この地方版図柄入りナンバープレートの導入と合わせて、全国各地から「ご当地ナンバー」の追加の強い要望があること等を踏まえ、「ご当地ナンバー」と地方版図柄入りナンバープレートを組み合わせた地方版図柄入り新ナンバープレート（以下単に「新ナンバープレート」という。）の追加を行うこととした。この新ナンバープレートは、地方公共団体より、特色ある地域名と図柄の提案が行われることにより導入されるものであり、導入の基準、導入申込みにあたっての手続き等は、本要綱に定めるところによるものとする。

I 地域名表示の追加

1 導入の基準

地域名表示（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第1号の規定に基づき表示する文字をいう。以下同じ。）の追加については、以下の各項目を満たすものであること。

（1）地域の基準

① 地域名表示の単位

次のいずれかの要件に該当すること。

- （ア）対象地域内の登録自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条に規定する登録自動車をいう。以下同じ。）の数が10万台を超えていること。

(イ) 複数の市区町村を含む地域を対象地域とするものであって、当該対象地域内の登録自動車の数が概ね5万台を超えているとともに、当該地域を呼称する名称が国内外において相当程度の知名度を有していること（世界遺産所在地、観光著名地等）。

② 図柄入りナンバープレートの導入

地域名表示の追加に当たっては、図柄入りナンバープレートをあわせて導入することを原則とする。

③ 利活用方策

新ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること。

④ その他

次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- ・対象地域において、地域住民の合意形成が図られていること
- ・対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること
- ・対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入していること、又はおおむね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること

(2) 地域名の基準

次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

- ・行政区域や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すものとしてふさわしい名称であること
- ・読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起すものではないこと
- ・ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」とし、文字数は「2文字」までであること。やむを得ない場合であっても「漢字」又は「平仮名」とし、文字数は最大で「4文字」までであること

2 申込手続き

地域名表示の追加は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、新たな地域名表示に包含されるすべての市区町村の合意があることが必要である。さらに、地域名表示の追加は、都道府県内のバランス等の基準へ

の適合性には都道府県の判断が必要である。このため、申込みにあたっての
手続きについては、以下のとおりとする。

(1) 導入意向の表明

- ① 地域名表示の追加意向のある市区町村は、当該地域を管轄する都道府県
に要望を行うものとする。
- ② 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準
や手続きに適合しているかを確認し、妥当と判断される場合は、当該都道
府県（対象地域が二以上の都道府県にまたがる場合には、当該地域を管轄
する都道府県。以下2（1）③を除き2において同じ。）が、導入意向表明
書を国土交通大臣に提出するものとする。
- ③ 導入意向表明書は、別紙様式1を参考に作成し、当該地域名表示を管轄
する地方運輸局又は沖縄総合事務局（対象地域が2つ以上の都道府県に
またがり、当該対象地域を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下
「地方運輸局等」という。）が2つ以上ある場合には、いずれかの地方
運輸局等）を経由して、国土交通大臣に提出するものとする。

(2) 導入申込み

- ① 導入意向表明書を提出した都道府県は、対象地域に含まれるすべての
市区町村の合意を得た上で、当該都道府県が導入申込書を国土交通大臣に
提出するものとする。
- ② 導入申込書は、別紙様式2を参考に作成し、2（1）③と同様に国土交通
大臣に提出するものとする。

(3) 導入地域候補の選定

国土交通大臣は、都道府県からの導入申込みを受付した時は、当該申込み
に係る対象地域を導入地域候補とする。

3 その他

新たな地域名表示を付したナンバープレート（以下「新ご当地ナンバー」とい
う。）は、使用の本拠の位置が対象区域内にあるものとして登録されたすべての
自動車に付与するものとする。

ただし、ある時点で対象地域内のすべての自動車について強制的にナンバー
プレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や
変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新ご当地
ナンバーを交付するものとする。

なお、新ご当地ナンバーの導入の時点で、使用の本拠の位置が対象区域内に
あるものとしてすでに登録されている自動車については、希望により、
新ご当地ナンバーを認めるものとする。

Ⅱ 図柄の選定

1 図柄の基準

(1) ナンバープレートの種類

新ナンバープレートは、寄付金あり、寄付金なしの2種類とする。

(2) 図柄の種類

図柄は地域名表示毎に1種類とし、寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。

(3) 対象とする車種及びナンバープレート

登録自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第13条に規定する登録自動車をいう。以下同じ。）及び軽自動車（同法第59条に規定する検査対象軽自動車をいう。以下同じ。）であって、希望番号制度の対象となるもののうち、次に掲げる用途及びナンバープレートを対象とするものであること。

	用途	ナンバープレート
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

(4) 図柄の選定基準

次に掲げる選定基準を満たしていること。

- ① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
 - ・ 図柄の選考に当たり、地域住民の意向が踏まえられていること
 - ・ その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであること
 - ・ ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
 - ・ 自動車登録番号（道路運送車両法第9条に規定する自動車登録番号をいう。以下同じ。）の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1号様式を変更するものでないこと
 - ・ 製造工程上の技術的な制約を回避できるものであること
- ② 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。
 - ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものであること（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）
 - ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものであること（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）
 - ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものであること

- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものであること
- ・ 特定の人物をモチーフとするものであること（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）
- ・ 他者の権利（商標登録など）を侵すものであること
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものであること
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものであること

2 図柄の提案

(1) 国土交通省に対する図柄の提案方法

図柄の提案は、有識者審査会の結果を踏まえ、国土交通省が新ご当地ナンバーの導入地域を決定した後、地域名表示の対象地域となる市区町村が共同で、又は都道府県が行うものとする。

(2) 図柄の提案に当たっての地域住民の意向の把握

導入地域候補に選定された地域は、アンケート、ヒアリング等により地域住民の意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

(3) 図柄の提案方法

- ① 図柄の提案に際しては、フルカラーの図柄のみの提案であっても差し支えないものとする。この場合にあっては、国土交通省において、フルカラーの図柄を元にモノトーンの図柄を作成することとする。
- ② 提案書及び電子媒体は、別紙様式3-1及び3-2を参考に作成し、3(1)②と同様に国土交通大臣に提出するものとする。
- ③ 電子媒体は、別添「新ナンバープレート データ作成について」に従い作成した図柄をCD-ROM又はDVD-ROMに記録の上、国土交通大臣に提出するものとする。

3 その他留意事項

- ① 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがある。
- ② 商標権等に問題が生じた場合には、提案した地方公共団体と調整の上、決定又は交付を取り消すことがある。
- ③ 新ナンバープレートの導入が決定した地方公共団体は、新ナンバープレートの交付、寄付金の募集等について地域の自動車ユーザーに周知を行うこととする。

4 寄付金の管理・配分

(1) 寄付金の管理・配分方法

- ① 寄付金は、交付代行者が指定する公益財団法人が管理・配分するものとする。
- ② 寄付金は、対象地域の地域交通のサービス改善、観光振興などに活用するものとする。
- ③ 寄付金の使途の選定に当たっては、対象地域毎に協議会を設置し、具体的事業の内容の検討と対象事業者の選定を行うものとする。
- ④ 協議会には、対象地域の地方公共団体が中心となり、地方運輸局、交通事業者、観光事業者などが参画するものとする。
- ⑤ 寄付金の管理・配分を行う者は、寄付金の使途の透明性・公平性を確保するとともに、効果的な配分を行うため、定期的に事業の成果をとりまとめ、第三者機関に報告し、意見を聴き、今後の運営に反映させる。また、第三者機関の運営にあたっては、地方公共団体に意見を表明する機会を与える等、地域のニーズをくみ取ることとする。

(2) 受領証明書の発行

自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時に行うことを可能とし、寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

III 審査

- ① 国土交通大臣は、地域名表示の追加及び図柄の決定にあたり、有識者審査会を開催し、地域名表示の追加及び図柄の導入の可否を検討するものとする。
- ② 有識者審査会では、提案した地方公共団体から意見聴取を求める場合があるものとする。
- ③ 国土交通大臣は、有識者審査会の結果を踏まえ、追加する地域名表示及び図柄を決定するものとする。
- ④ 国土交通大臣は、関係する団体との調整を行った上で、導入時期等を決定するものとする。

IV スケジュール

(1) 地域名表示の追加

- ① 導入意向表明書の提出は、平成 29 年 11 月 16 日から平成 29 年 12 月 1 日までの間に行うものとする。

- ② 導入申込書の提出は、平成30年3月16日から平成30年3月30日までの間に行うものとする。

(2) 図柄の提案

- ① 導入地域候補からの図柄等の提案は、平成30年12月14日から平成30年12月28日までの間に行うものとする。
- ② 提案された図柄等は、有識者審査会による審査及び視認性確認を踏まえ平成32年度に決定するものとする。
- ③ 新ナンバープレートの交付は、平成32年度中を目途とするものとする。

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県名

地方版図柄入りナンバープレート導入意向表明書

標記の地方版図柄入りナンバープレートの導入にあたって、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱【ご当地ナンバーの導入編】」に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 要望する新たな地域名表示

2. 新たな地域名表示を要望する理由及び図柄を導入する理由

3. 1. の地域名表示に包含される市区町村との調整状況

以 上

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県名

地方版図柄入りナンバープレート導入申込書

標記の地方版図柄入りナンバープレートの導入にあたって、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱【ご当地ナンバーの導入編】」に基づき、下記事項を記載した関係書類を添えて 提出します。

記

1. 要望する新たな地域名表示
2. 新たな地域名表示を要望する理由及び図柄を導入する理由
3. 対象となる市区町村及び当該市区町村が地域特性や経済圏等に関して、一定のまとまりのある地域である理由
4. 導入に同意した市区町村
5. 市区町村の同意に至るまでの経緯

以 上

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

都道府県名

地方版図柄入りナンバープレートの図柄に関する提案書

標記の地方版図柄入りナンバープレートの導入にあたって、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱【ご当地ナンバーの導入編】」に基づき、下記事項を記載した関係書類を添えて提出します。

記

1. 要望する新たな地域名表示

2. 提案の概要

様式 3 - 2 のとおり

(※) 必要に応じて参考となる資料等を添付してください。

以 上

提案の概要

担当者連絡先	都道府県名	
	所属部署名(役職)	
	氏名	
	電話番号(直通)	— — (— —)
	E-mail	

I. 地域名表示の追加

1. 要望する地域名表示とその理由	
2. 対象となる市区町村及び当該市区町村が地域特性や経済圏等に関して、一定のまとまりのある地域である理由	
3. 地域振興・観光振興の中での「ご当地ナンバー」の位置づけ、活用方策	※詳細かつ具体的に記載してください。
4. 対象地域が当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないこと	※運輸支局等の管轄におけるバランスはどうか。今回の対象地域とその他の地域における人口やその比率、登録自動車やその比率などを記載してください。

Ⅱ. 図柄

1. 提案する図柄の地域名表示	
2. 図柄のコンセプト	
3. 図柄の選定方法 (具体的に記載願います)	※具体的な選定方法を記載してください。
4. 図柄の商標権・著作権等の保持又は使用に至るまでの経緯(記載又は資料を添付願います)	
5. 提案する図柄	別紙のとおり ※図柄は中型標板の前部ナンバープレートを自家用・事業用ごとにA4サイズ用の紙に印刷してください。

Ⅲ. 寄付金の活用

1. 寄付金を充てる事業の範囲	※募集する寄付金の一組当たりの最低額、実施する事業の内容、必要性等を記載
-----------------	--------------------------------------

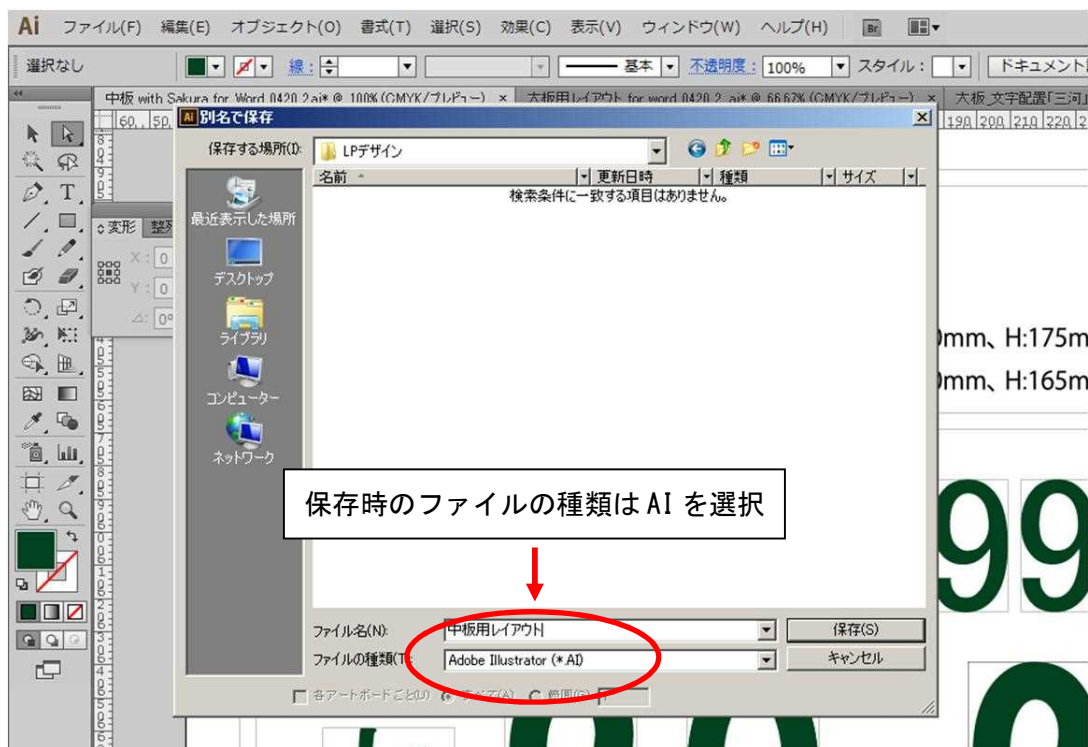
IV. その他、地域住民の具体的ニーズ等の状況等

1. 地域住民のニーズ等の内容	ア. 地域名	※アンケートの実施及び結果、賛成割合等を記載してください。
	イ. 図柄	※アンケートの実施及び結果、自動車ユーザーが取り付けたいかどうかの需要の見込み、図柄入りナンバープレート導入に関する地域住民の賛否、提案する図柄に対する賛成割合等を記載又は添付してください。
	ウ. 寄付金	※寄付金の活用方法に関する地域住民の賛否等を記載又は添付してください。
2. その他	※その他参考となる事項がある場合に記載してください。	

地方版図柄入りナンバープレート データ作成について

■ データファイルのフォーマットについて

- データは、Adobe Illustrator® バージョン CS 以上、CC 以下を使用して、所定のフォーマットに作成してください。データの保存は AI 形式で保存してください。

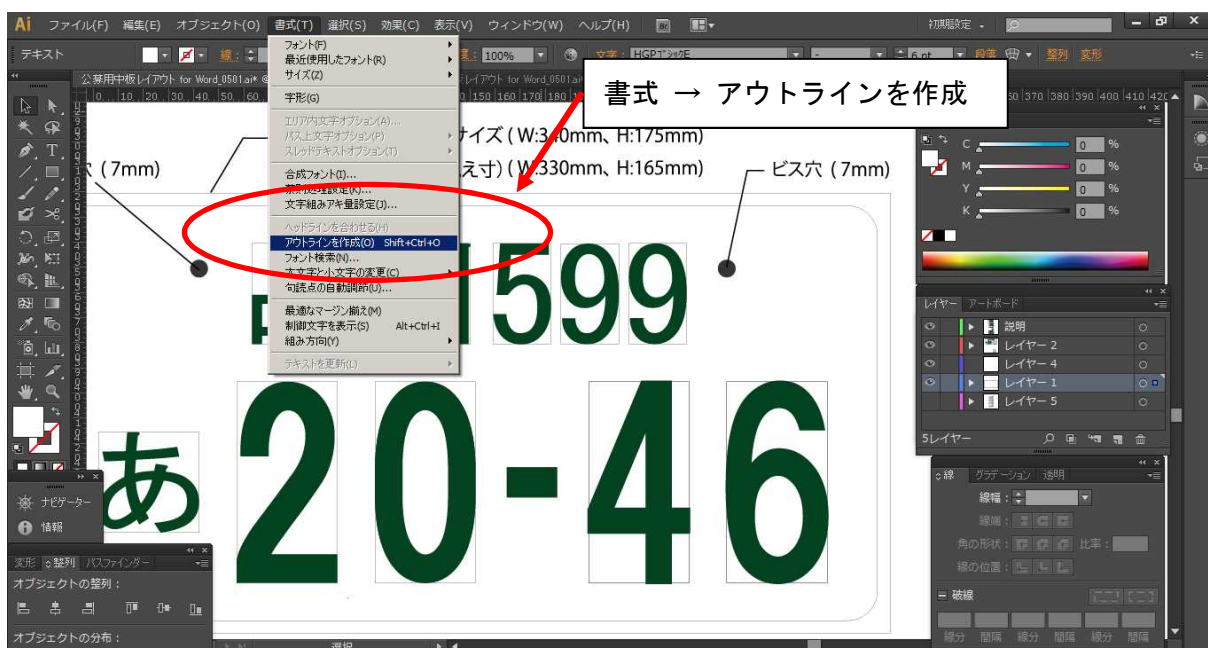


- Illustrator のカラーモードは CMYK カラーで作成してください。



■ 注意事項

- 提案する図柄については、良好な画質を得るために、少なくとも 350dpi 以上（画像のファイルサイズとしては 200MB 以上）の解像度を推奨します。
- 提案する図柄の所定様式に直接デザインを行わず、提案する図柄に完成した画像を組み込んだ場合には、当該画像の実データ（PSD や TIFF 等、圧縮していないもの）を同時に提出してください。
- 図柄内に文字が入る場合は、アウトライン化をしてください。



● サイズの指定

中型標板 [実寸] W330mm×H165mm

[版下：塗り足し天地左右 各 5mm を含むサイズ] W340mm×H175mm

大型標板 [実寸] W440mm×H220mm

[版下：塗り足し天地左右 各 5mm を含むサイズ] W450mm×H230mm

- 図柄枠内において、地方版図柄入りナンバープレートの視認性を確保するため、色の濃淡や色調の変更のためなど、必要に応じて提案した地方自治体に修正を依頼する場合があります。また、国土交通省が補作・修正する場合があります。
- 作画位置については、地域名表示の左側部分（地域名表示の文字の下限を左に伸ばした延長線よりも上の部分）を除いた部分とします。
- 中型標板と大型標板の図柄は共通のものとなります。
- 様式のデータについては、地方運輸局より提案を想定している地方自治体に提供いたします。

地方版図柄入りナンバープレート サイズ

■ 中型標板（自家用） 前部ナンバープレート（ビス穴×2ヶ所）



■ 中型標板（自家用） 後部ナンバープレート（封印×1ヶ所、ビス穴×1ヶ所）



■ 大型標板（自家用） 前部ナンバープレート（ビス穴×4ヶ所）



■ 大型標板（自家用） 後部ナンバープレート（封印×1ヶ所、ビス穴×3ヶ所）



■ 中型標板（事業用） 前部ナンバープレート（ビス穴×2ヶ所）



■ 中型標板（事業用） 後部ナンバープレート（封印×1ヶ所、ビス穴×1ヶ所）



■ 大型標板（事業用） 前部ナンバープレート（ビス穴×4ヶ所）



■ 大型標板（事業用） 後部ナンバープレート（封印1ヶ所、ビス穴×3ヶ所）

